

鴨川市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年5月9日

鴨川市水道事業管理者 鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市水道事業管理規程第3号

鴨川市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鴨川市企業職員の給与に関する規程（平成17年鴨川市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第6事務補助員の項時間額（任用時）の欄中「1,026円」を「1,127円」に改め、同項時間額（上限額）の欄中「1,026円」を「1,155円」に改める。

別表第7中「19,570円」を「21,115円」に改める。

附 則

この規程は、公示の日から施行し、改正後の別表第6及び別表第7の規定は、令和7年4月1日から適用する。